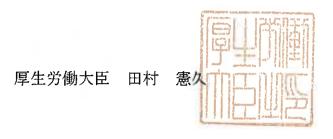
## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職 0416 第2号 令和3年4月16日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

第

雇

用

調

整

助

成

金制

度

 $\mathcal{O}$ 

改

正

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

新型コ 口 ーナウ 1 ル ス 感染症に伴う経済上の理由により、 急激に事業活動の 縮小を余儀なくされた事 業

主 ( 以 下 「新型コ ロナウイル ス感染症関係事業主」という。) が行う令和三年五月一 日 から同年六月三

十日 「までの 期間 中  $\mathcal{O}$ 休業等に関 Ļ 雇用調整 整助 成金の支給額について、 一日当たりの上限 額を一 万三千

五. 百 円とするとともに、 助 成率を三分の二 (中小: 企業事業主 にあっては 五. 分の 四 とし、 当 該 新 型 コ 口

ナウイルス感染症関 係 事 業主が 令和二年一月二十四 日 以降 . 解 雇等を行 つてい な 7 場合は、 助 成 率 を 匹 分

の三(中小企業事業主にあっては十分の九)とすること。

新型インフルエンザ等対策特別措置法 (以下「特措法」という。) 第三十一条の四第一項第二号に掲

げ る区 域のうち厚生労働省 職業安定局長が定める区域 (以下「重点区域」という。  $\mathcal{O}$ 属 する都道 府 県

 $\mathcal{O}$ 知 事 が 特措 法第三十一条の六第一 項に基づき定め る期 間 及 び区域 重 点区域に あるも  $\mathcal{O}$ に限 る。 に

お て 基本的 対処方 針に沿って行う新型インフル エンザ 等 対 7策特別 措 置 法 施行 1令第十 条第 項に 規 定

する施設における営業時 間 の変更、 当該施設 の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の 制 限 又 は 飲

食物 つい 日 ナウイルス感染症関 か ては、 ら当該期間 の提供を控えることその他厚生労働省職業安定局長が定める措置 重点区域にある施設におけるものに限る。以下この二において同じ。)及び当該期間 雇用調整 の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等に 助 係 成金の支給額について、 事業主が 行った当該 期 間 一日当たりの上限額を一万五千円とするとともに、 中 Ď 休業等 (令和三年六月三十日までに行 一の実施  $\mathcal{O}$ 要請を受けて、 つた、  $\mathcal{O}$ 新型コ 末 ŧ 日  $\mathcal{O}$ 助成 0 で 翌 あ 口

三 用 定局長が定める要件に該当する事業主が行う令和三年六月三十日までの期間中の休業等について 新型コ 調 整助 《成金の支給額について、一日当たりの上限額を一万五千円とするとともに、 ロナウイル ス感染症 関係事 業主のうち、 業況が 特に悪化してい るものとして厚生労働 助成率を五分の 省 は、 職 業安 兀 雇

率

を五

分の

兀

(令和三年一

月

八

日以

降解雇等を行っていない

場合は、

十分の十)とすること。

等 継続 O措 して 置  $\mathcal{O}$ 雇 適 用され 用 対象 を雇 た期 間 用 が 調 整 六箇月未満 助 成 金  $\mathcal{O}$ 対  $\mathcal{O}$ 象期間 雇 用 保険  $\mathcal{O}$ 初 の被保険 日が令和二年一月二十四日から令和三年六月三十 者 の休業等についても助成することとする

兀

(令和三年一

月八日

以降解雇等を行っていない場合は、

十分の十)とすること。

日

ま

での間にある場合に変更すること。

五. 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、支給上限日数に加えて支給を受ける

ことができること等とする期間を令和二年四月一日から令和三年六月三十日までに変更すること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行し、第一の二については令和三年四月五日以降に開始した休業等につい

て適用すること。